

東洋町結婚新生活支援事業～東洋町での新生活を応援します～

東洋町では、婚姻による新生活に伴う負担を軽減し、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、住居の取得費、家賃、住宅のリフォーム費用及び引越費用の一部を補助します。

【補助金額】

婚姻日における満年齢が、夫婦ともに次のいずれかの世帯。

1. 39歳以下の世帯 上限30万円
2. 29歳以下の世帯 上限60万円
3. 同居又は近居を行う世帯への加算
 - (1) 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 30万円
 - (2) 前号以外の世帯 15万円
4. 補助対象新婚世帯として前年度に補助金の交付を受けた世帯で、交付を受けた補助金が達しなかった世帯

【補助対象者】

以下の要件すべてに該当する新婚世帯

- ・東洋町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定による補助金の申請の日の属する年度の前年度の1月1日から当該申請年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦。
- ・婚姻日における満年齢が、夫婦ともに39歳以下で本町に住所を有すること。
- ・新婚世帯の所得の合計が500万円未満であること。
 - ※婚姻を機に離職した者は所得がないものとして算出する。
 - ※貸与型奨学金の返済を行っている場合にあっては、当該所得の合計額から当該貸与型奨学金の1年間の年間返済額に相当する額を控除するものとする。
- ・対象となる住居が東洋町内にあること。
- ・他の公的制度による家賃の補助等を受けていないこと。
- ・過去にこの要綱による補助金又は他の市町村による類似の補助金を受けていないこと。
- ・世帯員のいずれもが町税(国民健康保険税を含む)及び県税を滞納していないこと。
- ・東洋町暴力団排除条例における暴力団等に該当しないこと。

【対象経費】

家賃、引越費用、リフォーム費用等

【申請時に必要な書類】

ホームページ又は文化会館(0887-28-1811)までお問い合わせください。

【応募方法】

ホームページから様式をダウンロードもしくは、東洋町役場住民課又は東洋町文化会館に備え付けの申請書様式に記入し、必要書類を添えて東洋町役場住民課又は東洋町文化会館に提出してください。

但し、募集期間内でも予算に達した時は、募集を終了させていただきますのでご了承ください。

問い合わせ 東洋町文化会館 0887-28-1811